

埼玉労基 0901 第 5 号  
令和 2 年 9 月 1 日

一般社団法人 所沢地区労働基準協会  
会長 殿

埼玉労働局長 印



埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に係る広報について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本年 8 月 5 日の埼玉地方最低賃金審議会の答申を受け、埼玉県最低賃金の「最低賃金額を 1 時間 9 2 8 円（引上げ額 2 円）、改正発効日を本年 1 0 月 1 日」とする改正決定（官報公示）を行いました。

埼玉県最低賃金は、罰則をもって賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パート、学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されますので、最低賃金額改定をできるだけ広く関係者に周知する必要があると考えております。

つきましては、貴機関紙で 9 月以降に発行される広報誌、及び公式ホームページに埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に関する記事を掲載していただきたく掲載用例文を参考に同封いたします。追って、埼玉県最低賃金のポスター、リーフレットを送付いたしますので、庁舎内の掲示、窓口への備え付けにご配慮いただきますようお願い申し上げます。

(担当部署)	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 15 階 埼玉労働局労働基準部賃金室 TEL 048-600-6205 fax 048-600-6225
(担当者)	いいた とがし 飯田、富樫

(例文)

## —埼玉県最低賃金の改正のお知らせ—

令和2年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額928円(引上げ額2円)となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり928円以上かどうか必ず確認しましょう。(※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。)

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室(電話 048-600-6205)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

# 埼玉県最低賃金の最低賃金

令和2年9月1日更新

埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	時間額 (円)	改正発効日
	928	令和2年10月1日

特定 (産業別) 最低賃金	時間額 (円)	適用除外労働者 (埼玉県最低賃金が適用されず)	改正発効日
<b>埼玉県非鉄金属製造業最低賃金</b> 非鉄金属製造業 (非鉄金属第一製錬業・精製業・非鉄金属成形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)	944	適用除外労働者 (埼玉県最低賃金が適用されず)	令和元年12月1日
<b>埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業 (医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く。) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	951	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの者 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和元年12月1日
<b>埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金</b> 輸送用機械器具製造業 (産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業 (自転車・同部分品製造業を除く。)) 及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)	961		
<b>埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金</b> 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)	959		
<b>埼玉県自動車小売業最低賃金</b> 自動車小売業 (二輪自動車小売業 (原動機付自転車を含む) を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	957	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの者 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

(注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。最低賃金額は、労働者に対する賃金の最低限を示すものであり、使用者が労働者に支払うべき賃金を決定する際の最低限となる。また、使用者が労働者に支払うべき賃金を決定する際の最低限となる。最低賃金額は、労働者に対する賃金の最低限を示すものであり、使用者が労働者に支払うべき賃金を決定する際の最低限となる。

2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。

3 「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が実質的に適用されます。

4 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

5 実際には、賃金と最低賃金額を比較する方法は、時間給と最低賃金額を比較する方法、月給等の場合は、所定内賃金から3手当 (精進手当、通勤手当及び家族手当) を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。減額した最低賃金額が適用されます。

© この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉県労働基準監督署